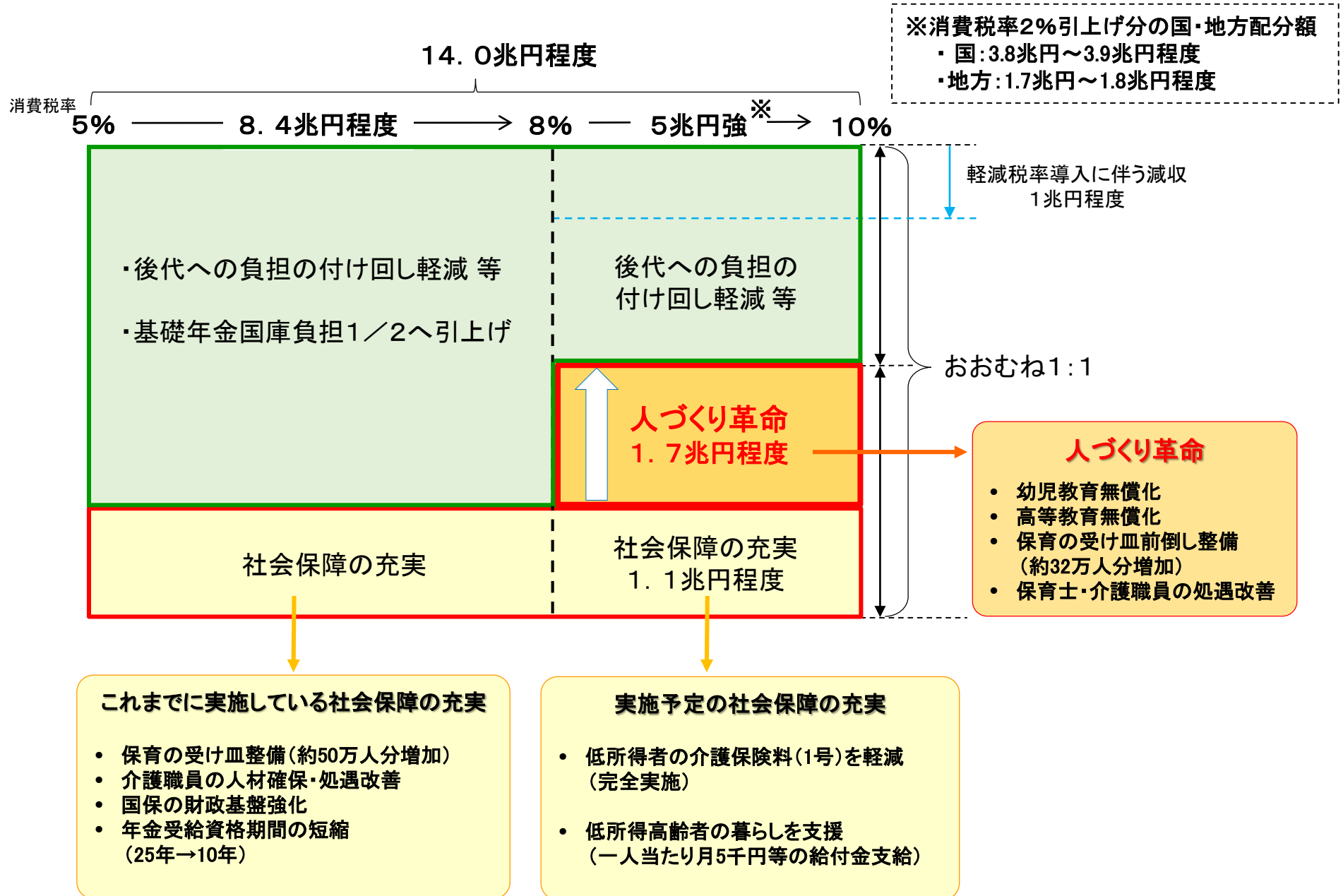


幼児教育の無償化について

平成 30 年 1 月 21 日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、これまでの段階的無償化を加速化することを踏まえ、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。

2：それ以外

これまで一時預かりやファミリー・サポート・センター等の対象施設ごとに運営費補助等を行ってきた経緯を踏まえ、この運営費補助等を準用した負担割合（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）とする。

（参考）【現行制度】

制度名		現行制度		負担割合（現在） ^{（※3）}
認可	新制度移行施設	施設型給付 〔 保育所、幼稚園、 ^{（※1）} 認定こども園 〕	私立	国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4
			公立	市町村 10／10
		地域型保育給付（小規模保育等）		国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4
	幼稚園（未移行）	就園奨励費		国 1／3、市町村 2／3
その他 ^{（※2）}	認可外保育施設	—		—
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業	—		（注）運営費補助等の仕組みとして、地域子ども・子育て交付金（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）がある。
	預かり保育	—		（注）運営費補助等の仕組みとして、地域子ども・子育て交付金（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）や私学助成特別補助（都道府県によって補助内容が異なる）がある。

※1 経過措置あり。 ※2 「その他」のサービスは、上限額の範囲内で、複数サービス利用も可能。

※3 地方負担については地方交付税措置を講じている。

幼児教育無償化に係る財政措置等について(案)

幼児教育無償化に係る財政措置等については、「幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)」をベースとして、以下の方針で対応する。

① 幼児教育無償化の実施に要する経費について

- 消費税10%への引上げに伴い地方へ払い込まれる地方消費税の増収分について平成31年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

② 幼児教育無償化の実施に要する事務費・システム改修費について

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度の導入時に必要な事務費について全額国費による負担とする。
システム改修経費については、平成30年度予算で既に192億円を計上しており、この予算を活用して、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める。

③ 認可外保育施設の質の確保・向上について

- 児童の福祉の確保を目的とする現行の児童福祉法に基づく都道府県(指定都市・中核市を含む。以下同じ)の指導監督の充実等を図る。具体的には、
 - ・ 現行法に基づく指導監督の充実等の検討
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設の検討
- 無償化給付の実施主体となる市町村については、対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を検討する。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県、市町村の実務者による検討の場を設置する。